

(別記)
第一号書式

(配偶者用)
失権事由非該当申立書
1 普通恩給失権事由非該当申立て 公務員(旧軍人等)は、退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮^こに処せられたこと。 ・ 在職中の職務に関する犯罪により拘禁刑以上の刑又は令和4年改正前の刑法の禁錮^こ以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。
2 扶助料失権事由非該当申立て 私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。 ・ 3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮^こに処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 ・ 婚姻(事実上の婚姻関係にある場合を含む。)したこと。 ・ 遺族以外の者の養子となったこと。

上記のとおり申し立てます。

年 月 日

申立者氏名